

一人ひとりが正しく理解し、DV被害を防止する

# これってDVなのかな？ 知っておきたいDVの基礎知識

DV（ドメスティック・バイオレンス）は配偶者や恋人など親しい関係において起こる暴力のことです。

DVについての正しい知識、身近なところでDVが起こった時の対応や支援のあり方などについて学び、身近な人から相談を受けたときに自分にできることは何かを一緒に考えてみませんか。

日時： **10月23日(月)13時30分～15時**

場所： **精華町役場5階 501・502会議室**

(京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地)

講師： 京都府家庭支援総合センター 職員

対象： 京都府在住・在勤・在学の方 定員30名(要申込み・先着順)

参加費： 無料

保育・手話通訳： 無料／要予約 ※9月29日(金)まで

<保育> 【対象】6ヶ月～就学前までのお子様

【必要事項】氏名、住所、生年月日、性別、体質・アレルギーなど生活上の注意点

申込み： 電話・FAX・メールのいずれかでお申込みください。(裏面参照)

(10月13日(金)までにお申込みください)

※京都府家庭支援総合センターでは、児童虐待・DV・障がい・ひきこもりなど、家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な相談に専門スタッフがワンストップで応じています。

## 申込み・問い合わせ

精華町住民部人権啓発課

TEL 0774-95-1919

FAX 0774-95-3974

メール [jinkenkouza@town.seika.lg.jp](mailto:jinkenkouza@town.seika.lg.jp)



※個人情報は、お申込みいただいた講座の運営のみに使用します。


 ドメスティック・バイオレンス対策事業
   
 「DV防止啓発講座」申込書

令和 年 月 日

ふりがな			
氏名			
住所	京都府	市・町	
TEL			
FAXまたはEメール			
性別		年齢	歳代
保育・手話通訳の希望(あれば○)	保育希望 ( )	手話通訳希望 ( )	

**【申込み】**10月13日(金)まで(保育・手話通訳は9月29日(金)まで)  
**【宛先】**精華町住民部人権啓発課  
 TEL 0774-95-1919 FAX 0774-95-3974  
 メール jinkenkouza@town.seika.lg.jp

**女性のための相談窓口(無料)**

京都大和の家

【予約】0774-98-3909



相談内容	対応	相談時間
精華町こころの相談室	面談 <予約制>	毎月5回10時~12時、13時~15時 (1回50分)

※実施日は町広報誌や町ホームページで案内しています。

※祝日除く

**京都府男女共同参画センター らら京都**

 京都市南区東九条下殿田町70  
 京都テルサ東館2階

**【相談・予約】**075-692-3437(相談室)  
**【予約・問い合わせ】**075-692-3433(事務室)

相談内容	対応	相談時間
女性相談	電話・面接 <面接は予約制>	月~土曜日 10時~19時 ※詳細はHPへ
労働相談		
女性のためのカウンセリング	面接 <予約制>	毎週木曜日 18時~20時50分 (1人50分)
女性のための法律相談	面接 <予約制>	第2・4木曜日 13時30分~16時30分 (1人45分)

※祝日除く